

【原則 5-1 株主の皆様との建設的な対話に関する方針】

株主の皆様との建設的な対話に関する方針

基本方針

NSG グループ（当社グループ）は、株主・投資家の皆様とのオープンでフェアかつ、積極的・継続的・建設的なコミュニケーションを重視します。当社グループは、インサイダー取引規制、公平かつ適時な情報開示に関する法令、ガイドライン、及び証券取引所が定める規則並びに当社グループの社内規程を遵守しつつ、通常のコミュニケーションや投資家向け広報活動、株主総会といった多くの方法や機会を最大限活用して、株主・投資家の皆様との目的を持った対話を目指します。

事業戦略についてのコミュニケーションとコミットメント

当社グループは、経営戦略、経営計画の策定、公表にあたり、資本コストを十分に勘案の上、中長期の株主価値の増大を図るため、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、当社グループの状況を踏まえ、その重要な経営課題と適切にリンクした収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために必要または有効と考えられる事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等について適確かつ明確な説明を行うことを企図します。

取締役会は、上記の観点から、当社グループの明確な「長期戦略ビジョンと中期経営計画」を策定し、当社グループに代わりその実現にコミットします。取締役会は、当該「長期戦略ビジョンと中期経営計画」を有効に達成させることについて究極的な責任を負います。

取締役会は、定期的に、また必要に応じて、「長期戦略ビジョンと中期経営計画」を見直します。取締役会が、当該「長期戦略ビジョンや中期経営計画」の有効性が失われ、またはその実現が不可能になったと判断した場合、当社グループは、株主の皆様に対して、その判断の背景にある原因のみならず、事態の打開に向けた施策についてご説明します。取締役会は、そのような状況から得た事実や教訓を、現行の「長期戦略ビジョンや中期経営計画」の改訂や新たな「長期戦略ビジョンや中期経営計画」の策定に役立てます。

当社グループは、株主の皆様当社グループの状況や業績について効果的に評価いただけるよう、「長期戦略ビジョンや中期経営計画」の進捗について、適切な媒体を通じてご報告します。

定例のご報告

当社グループは、四半期ベースで業績のご報告（決算短信および四半期報告書）を行い、年に1度、有価証券報告書および統合報告書を発行します。また、当社グループは、環境、

社会およびコーポレートガバナンスにかかる事項も上記統合報告書において年に1度ご報告いたします。さらに、株主の皆様には、年に2度、当社グループの最新トピックスや半期または通期の業績をハイライトした小冊子「株主の皆様へ」（「株主通信」）が送付されます。株主総会において議決権をお持ちの株主様には、株主総会招集ご通知が送付されます。

これらすべての文書は、当社ウェブサイトで公開されます。（<http://www.nsg.co.jp/>）

株主／投資家向け広報活動

株主／投資家向け広報活動については、当社グループのCEOが全体的なリーダーシップを取り、COOやCFOといった当社グループの経営陣幹部も必要に応じて積極的に参加します。

1) 戦略、業績およびビジネス

CEOやその他の経営陣幹部は、IR部門の支援を受け、株主・投資家向け広報活動を実施します。このため、IR部門は、アナリストや機関投資家の皆様向けに、年度・四半期決算、長期戦略ビジョンや中期経営計画およびそれらの進捗、およびその他重要な事項に関するプレゼンテーションを、経営企画部、経理部等の関係部門とも連携して準備し、適確、円滑に実施するように取り計らいます。これらの説明資料は当社のウェブサイトで公開されます。（<http://www.nsg.co.jp/>）

第2四半期および年度の業績については、アナリストや機関投資家の皆様向けに、決算説明会を実施し、また第1四半期および第3四半期の業績については、電話会議を通じた説明会を実施します。加えて、アナリストの皆様向けには、適宜、事業所説明会やスモールミーティングを実施します。

当社グループは、投資家カンファレンスや海外ロードショーなど、広く国際的な投資家の皆様とお会いし交流できる機会を積極的に活用します。

取締役会は、当社グループの戦略、経営計画、業績等に関する投資家の皆様の重要な反応についてIR部門より説明を受けます。また、取締役会は、その責任に関して、株主・投資家の皆様から提起された課題や事項等、株主／投資家向け広報活動の重要な動きについてIR部門より最新の情報を受領します。

IR部門は、東京本社を拠点に、戦略や業績、事業に関する事項につき、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの窓口としての役割を担います。

2) コーポレートガバナンスとサステナビリティ

総務法務部は、コーポレートガバナンスに関する事項に関するコミュニケーションの窓口としての役割を担います。

サステナビリティ委員会は、サステナビリティ部門の支援を受け、当社グループのサステナビリティに関する戦略、方針および報告をまとめます。

株主総会

定時株主総会は毎年6月に開催され、臨時株主総会は必要に応じて開催されます。通常、CEOが株主総会の議長を務め、総務法務部が議長を支援します。総務法務部は、他の関連部門と連携し、株主総会の企画、開催に関する業務を行います。株主総会は、取締役および執行役が直接株主の皆様と対話を持てる他にはない有意義な機会です。株主の皆様は、株主総会で直接取締役および執行役に対して質問し、問題を指摘することができます。また、そこでは、取締役および執行役は一般の株主の皆様から直接フィードバックをいただくことができます。

なお、すべての株主・投資家の皆様は、電話(総務法務部 03-5443-9522、IR部 03-5443-0100)または当社ウェブサイト (<http://www.nsg.co.jp/ja-jp/contact-us>) を通じて、当社に直接お問い合わせいただくことが可能です。